

【重要】

2FC1 第 15-8 号

令和 2 年 11 月 16 日

職員 各位

理事長 羽田 健一郎

新型コロナウイルス感染症の対策処置について（改正発令）

長野県内において新型コロナウイルスの感染者が急増しており、令和 2 年 11 月 14 日、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部から、長野県全域の感染警戒レベルがレベル 2、全県に「新型コロナウイルス注意報」、長野圏域では感染警戒レベルがレベル 4 に引き上げられ、「新型コロナウイルス特別警報」が発出されました。

そこで、先に（2FC1 第 15-7 号、令和 2 年 7 月 3 日付け）発令しました当協会の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について改正を行います。

当協会は、「新型コロナウイルス感染症対策」レベル 1を継続しますが、今後の状況により出勤抑制の検討に入ります。引き続き「新しい職場環境」を推進し、「人と人との距離確保」、「マスクの着用」をお願いするとともに、就労時間以外の行動にも留意するようお願いいたします。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1 協会対策 | 別紙-1（改正） |
| 2 改正・追加事項の要点 | 感染地域への滞在、県外出張の原則禁止
「新たな職場環境」における手指消毒の徹底、職場内での検温の実施
休暇時間及び就労以外の感染対策 |
| 3 対策期間 | 令和 2 年 11 月 16 日（月）から当面の間
（対策の見直し有り） |
| 4 周知 | 県合同庁舎に事務所を設置している東信、上田分室、南信、中信事務所長は、本対策発令（改正）について地域振興局林務課に報告してください。 |

一般社団法人長野県林業コンサルタント協会

専務理事 塩原 豊

技 監 松澤 義明

管理課長 高柳 修一

TEL 026-228-7221

FAX 026-228-7222

E-mail honbu@rincon.or.jp

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の処置対策

一般社団法人 長野県林業コンサルタント協会
改正：令和2年（2020年）11月16日

1 近々の対応（令和2年11月16日現在）

（1）感染地域への滞在（改正）

公用・私用の別を問わず令和2年11月16日現在、県外に滞在していた職員^{※1}は、滞在日の翌日から14日間を経過するまで、徹底した健康観察を行う。体調不良、体調変動がある場合は、自宅待機など他者と接触が極力生じないようにする。

※1 嘱託職員、非常勤職員、事務所内に勤務する者を含む

（2）業務の通常体制（継続）

業務を通常体制とする。

（3）県外出張の禁止（改正）

県外への出張は、契約行為を伴う出張及び中央官庁・中央団体等からの招集を受けた会議であっても原則禁止とする。

（4）命令体系の通常化（継続）

命令形態、組織運営を通常体制とする。

（5）臨時雇用（改正）

臨時現場雇用、事務所内短期間雇用（アルバイト）等を雇用する場合は、被雇用者の健康状態を確認して雇用する。また、事務所内勤務の場合は被雇用者に対し、体温検温、マスク着用を徹底する。

（6）事務所内の人員抑制（継続）

事務所内の勤務職員数を通常とする。

（7）「新たな職場環境」の推進（改正）

「新しい生活様式」に準拠し、「新しい職場環境」を推進する。

- ① 人と人との距離確保（事務所内の机配置などの検討 → 密着しない配置）
- ② マスクの着用（マスク着用の徹底）
- ③ 換気の徹底等（定期的な事務所の換気：暖房時でも窓開放によって換気を行う）
- ④ 手指消毒の徹底
- ⑤ 職場内での検温の実施

（8）現場作業の注意事項（マスク着用）（継続）

現場業務（調査・測量・監督補助業務等）に従事する際は、人と人との距離（2m以上）を確保するとともに、マスクを着用する。

（9）就業（継続）

就業については以下とする。

- ① 当協会職員就業規程第9条（出勤）及び第15条（勤務時間）において、公共交通機関等を利用する職員は時差出勤、時差勤務時間を認める。
- ② 職員就業規程第19条の2（休日の代休日）を適用し「休日の振替え出勤」により「人との接触機会の低減」を図る。

- ③ 職員就業規程第 32 条（特別休暇）の 1「感染防止の協力」による特別休暇は、発熱等の風邪症状や体調不良が認められた場合に限り適用する。課所長は休暇整理簿により管理する。
- ⑥ 課所長は職員の一週間のスケジュールを把握し、事務所内の予定表等確認できる状態にする。
- ⑦ 職員は必ずサイボーズのスケジュール欄に予定を書込む。

(10) 対策の周知と事務所内への入室制限（改正）

「新しい職場環境」を推進する旨周知を行う。事務所内の感染を防ぐため、アポイントメントがない来訪者の入室の制限及びマスク着用を強化するとともに、入室に際し手指消毒の徹底を図る。

(11) 休暇時間及び就労以外の感染対策（新規）

- ① 休憩時間の更衣室、喫煙所、昼食飲食店、コンビニエンスストア等において「3密」とならないよう感染防止に努める。
- ② 就労時間外の夜の行動について、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない接待を伴う「キャバレー」、「ナイトクラブ」、「ダンスホール」、「スナック」、「バー」、「ダーツバー」、「パブ」、「性風俗店」、「ライブハウス」は利用しない。

【沿革】

策定：令和 2 年（2020 年）4 月 10 日

改正：令和 2 年（2020 年）4 月 15 日

改正：令和 2 年（2020 年）4 月 20 日

改正：令和 2 年（2020 年）5 月 6 日

改正：令和 2 年（2020 年）5 月 16 日

改正：令和 2 年（2020 年）5 月 26 日

改正：令和 2 年（2020 年）6 月 18 日

改正：令和 2 年（2020 年）11 月 16 日

2 基本的対応（継続）

（1）職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（レベル5）

① 該当職員

保健所の入院勧告を受け、入院（療養休暇）するとともに、感染した旨を所属及び本部に速やかに報告する。

② 所属及び本部

県合同庁舎に事務所のある東信、上田分室、南信、中信事務所は、職員感染の事実を速やかに地域振興局総務管理課及び林務課に報告する。保健所の指示のもと、他の職員や濃厚接触者及び消毒場所の特定等に協力する。

なお、感染者が発現した事務所は、消毒完了するまでまたは必要な期間（濃厚接触者が全職員に該当する場合等）事務所を閉鎖とする。

（2）家庭（生活を共にする者）が感染した場合（レベル4）

① 該当職員及び生活を共にする者

保健所の指示による。感染が判明した場合は、その日から自宅待機とし、下記（3）に特定された場合は下記（3）の対応をするとともに、感染者が陰性と判断される日の翌日から換算して14日間の自宅待機とする。併せてその旨を所属及び本部に速やかに報告する。

② 所属及び本部

保健所の指示による。該当事務所は緊急連絡体制を保てる最小限の事務所機能縮小を行う。

（3）職員及び生活を共にする者が濃厚接触者として特定された場合等（レベル3）

① 該当職員及び生活を共にする者

保健所の指示により、感染者と接触した最後の日の翌日から換算して14日間の自宅待機とする。また、風邪症状等がある職員は速やかに保健所の指示により医療機関を受診する。その旨を所属及び本部に速やかに報告する。

なお、COVID-19に感染していない場合は風邪症状が無くなってから換算して3日間以上自宅待機する。

② 所属及び本部

自宅待機を命令し、その後の経過を順次把握する。該当事務所は連絡体制を保ちつつ、職員出社交代制を導入し、事務所機能縮小（約5割）を行う。

（4）職員及び生活を共にする者が県外者等と接触がある場合等（レベル2）

① 該当職員及び生活を共にする者

体調に変調はないが、県外者との接触がある場合、自宅待機者（レベル3）との接触がある場合及び生活を共にする者がCOVID-19感染ではない風邪症状と断定されている場合は、経過観察とし、各自マスク着用、体温計測などを実施する。

② 所属及び本部

経過観察の状況を把握し、体調の変調がみられる場合は自宅待機の命令を発令する。職員出社の抑制（約2割）を導入する。

（5）職員及び生活を共にする者が県外者等と接触がない場合等（レベル1）

① 該当職員及び生活を共にする者

体調に変調がなく、県外への滞在がない場合、業務以外で不特定多数との接触がな

い場合及び生活を共にする者が体調に変調がなく、県外への滞在や県外からの帰省者がいない場合、家族以外の不特定多数との接触がない場合は、通常勤務とする。

② 所属及び本部

職員出社の抑制を検討する（レベル 1 であっても県のレベルが 2 以上の場合に導入）。

③ 「新しい職場環境」を推進する

- ・ 人と人との距離確保
- ・ マスクの着用
- ・ 換気の徹底等
- ・ 手指の消毒の徹底

(別表)

一般社団法人 長野県林業コンサルタント協会

新型コロナウイルス感染症対策(改正)

2020年5月16日から

レベル	事務所	勤務	本人(職員)	家庭 (生活を共にする者)	緊急事態宣言対応
レベル 1	通常 抑制	通常勤務	<ul style="list-style-type: none">・ 体調に変調がない・ 県外への滞在がない・ 業務以外、不特定多数との接触がない	<ul style="list-style-type: none">・ 体調に変調がない・ 県外への滞在、県外からの帰省者が ない・ 家族以外、不特定多数との接触がない	<ul style="list-style-type: none">・ 時差・ 休日振替
レベル 2	通常 抑制	経過観察	<ul style="list-style-type: none">・ 体調に変調がない・ 県外者との接触がある・ 自宅待機者(レベル3)との接触が ある	<ul style="list-style-type: none">・ 体調に変調がない・ COVID-19感染ではない風邪症状と 断定されている・ 県外者との接触がある・ 県外からの帰省者がいる	<ul style="list-style-type: none">・ 事務所内 2割縮小
レベル 3	一部縮小 抑制強化	自宅待機 医療機関等	<ul style="list-style-type: none">・ 風邪等の症状がある(PCR検査未 実施)・ 緊急事態発令都市等感染拡大地 に滞在・ 感染者との濃厚接触がある	<ul style="list-style-type: none">・ 風邪等の症状がある(PCR検査未実 施)・ 緊急事態発令都市等感染拡大地に 滞在・ 感染者との濃厚接触がある	<ul style="list-style-type: none">・ 事務所内 5割縮小
レベル 4	縮小強化	自宅待機		<ul style="list-style-type: none">・ 感染	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急体制維持
レベル 5	閉鎖	医療機関等	<ul style="list-style-type: none">・ 感染	<ul style="list-style-type: none">・ 感染	

「新しい職場環境」の推進

「人と人との距離確保」・「マスクの着用」・「換気の徹底等」